

令和3年度 春日体育館便所等改修 工事 現場説明書

1	工事名称	令和3年度 春日体育館便所等改修工事														
2	工事場所	佐久市 春日 2823														
3	工事概要	<p>【主な工事概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 男女別トイレ及び多目的便所を設置するための改修工事 * 消防用設備の改修工事 * その他付帯施設の関連工事 														
4	注意事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 5%;">(1)</td> <td>春日体育館の現場作業は、契約締結日から令和4年3月30日の間とする。ただし、工期の延長については、特記事項に記載したように変更協議の対象とします。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>予期せぬ状況等が生じた場合は、必要に応じ速やかに応急措置を講じたうえで、監督員に報告し指示を受けなければならない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>保険の期間については、工期プラス1ヶ月程度加入のこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td>建退共に加入し契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書を提出すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5)</td> <td>工事着手前に現場及び周辺の記録写真を撮り、損傷した場合は、請負者の責任により工事期間中に監督員の指示により原状に回復すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6)</td> <td> <p>官公署等への届出手続き 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)「1. 1. 3 官公署その他への届出手続」に準じて、建築基準法、消防法、建設リサイクル法等の関係法令に基づき、工事に必要な諸手続きを行い、監督職員及び工事監理業務委託者(以下、「監督職員等」という。)へ報告すること。 また、工事完了時に必要な各機関の検査についても、工事監理業務委託者と協力して、申請から検査合格通知等の受理までを完了させ、工期内に監督職員等へ報告すること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(7)</td> <td> <p>提出書類 佐久市書類作成マニュアルに準じて作成するほか、監督職員と協議による。</p> </td> </tr> </table>	(1)	春日体育館の現場作業は、契約締結日から令和4年3月30日の間とする。ただし、工期の延長については、特記事項に記載したように変更協議の対象とします。	(2)	予期せぬ状況等が生じた場合は、必要に応じ速やかに応急措置を講じたうえで、監督員に報告し指示を受けなければならない。	(3)	保険の期間については、工期プラス1ヶ月程度加入のこと。	(4)	建退共に加入し契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書を提出すること。	(5)	工事着手前に現場及び周辺の記録写真を撮り、損傷した場合は、請負者の責任により工事期間中に監督員の指示により原状に回復すること。	(6)	<p>官公署等への届出手続き 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)「1. 1. 3 官公署その他への届出手続」に準じて、建築基準法、消防法、建設リサイクル法等の関係法令に基づき、工事に必要な諸手続きを行い、監督職員及び工事監理業務委託者(以下、「監督職員等」という。)へ報告すること。 また、工事完了時に必要な各機関の検査についても、工事監理業務委託者と協力して、申請から検査合格通知等の受理までを完了させ、工期内に監督職員等へ報告すること。</p>	(7)	<p>提出書類 佐久市書類作成マニュアルに準じて作成するほか、監督職員と協議による。</p>
(1)	春日体育館の現場作業は、契約締結日から令和4年3月30日の間とする。ただし、工期の延長については、特記事項に記載したように変更協議の対象とします。															
(2)	予期せぬ状況等が生じた場合は、必要に応じ速やかに応急措置を講じたうえで、監督員に報告し指示を受けなければならない。															
(3)	保険の期間については、工期プラス1ヶ月程度加入のこと。															
(4)	建退共に加入し契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書を提出すること。															
(5)	工事着手前に現場及び周辺の記録写真を撮り、損傷した場合は、請負者の責任により工事期間中に監督員の指示により原状に回復すること。															
(6)	<p>官公署等への届出手続き 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)「1. 1. 3 官公署その他への届出手続」に準じて、建築基準法、消防法、建設リサイクル法等の関係法令に基づき、工事に必要な諸手続きを行い、監督職員及び工事監理業務委託者(以下、「監督職員等」という。)へ報告すること。 また、工事完了時に必要な各機関の検査についても、工事監理業務委託者と協力して、申請から検査合格通知等の受理までを完了させ、工期内に監督職員等へ報告すること。</p>															
(7)	<p>提出書類 佐久市書類作成マニュアルに準じて作成するほか、監督職員と協議による。</p>															
5	特記事項	<p>①春日体育館は、現場作業終了後、状況により一般利用に供する場合があるため、必要に応じて一般利用に係る範囲について部分使用の協議に応じなければならない。</p> <p>このことから、現場作業は、監督員と十分協議を行い、部分使用に係る検査を完了できるよう工程管理に努めなければならない。</p> <p>②本改修工事の工期の延長について変更協議の対象とします。</p>														